

平成31年3月19日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局神奈川運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成31年3月19日
(2) 事業者の氏名又は名称	中日臨海バス株式会社 (法人番号: 3190001015554) 代表者 森川道博
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 三重県四日市市海山道町3-80 (川崎営業所) 神奈川県川崎市川崎区東扇島6-10
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年12月10日及び平成30年12月17日他、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成31年3月19日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局群馬運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成31年3月19日
(2) 事業者の氏名又は名称	館林観光バス株式会社 (法人番号: 6070001021818) 代表者 小林道明
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 群馬県館林市大手町7-10 (本社営業所) 群馬県館林市大手町7-10
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項
(6) 違反行為の概要	平成31年1月30日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1) 疾病のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2) 点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3) 運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成31年3月19日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成31年3月19日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社内原交通（法人番号：6050002007553） 代表者 磯部洋一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 茨城県水戸市内原1-98 （本社営業所） 茨城県水戸市内原1-98
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 160日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年8月28日及び平成30年9月12日、定期的な監査を実施。9件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)乗務等の記録等義務違反(運輸規則第25条第2項)、(5)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(6)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(7)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(8)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(9)運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 16点 当該事業者の累積点数 16点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成31年3月19日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局茨城運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成31年3月19日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社横島レンタカー整備 (法人番号: 6050002017619) 代表者 横島忠男
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県下妻市唐崎1017 (交通部営業所) 茨城県下妻市唐崎1017
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	平成31年1月9日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務等違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 11点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

平成31年3月19日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局栃木運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成31年3月19日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社山王観光バス (法人番号: 5060001010129) 代表者 小熊栄
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県芳賀郡益子町大字七井797-3 (本社営業所) 栃木県芳賀郡益子町大字七井797-1
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項
(6) 違反行為の概要	平成30年11月9日及び平成30年11月19日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)初任運転者に対する特別な指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 34点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)